

用地測量特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、埼玉県県土整備部及び都市整備部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得又は使用（以下「取得等」という。）に伴う用地測量業務（以下「用地測量」という。）を委託する場合に適用する。

(用地測量の要旨)

第2条 用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、測量を行う場合の基準点は、4級基準点測量以上の精度で設置された基準点に基づいて行う。

2 前項の基準点には、都市再生街区基本調査で整備された街区基準点を含めるものとする。なお、街区基準点の整備における成果は次のとおりとする。

設置点名称	相当する公共基準点
街区三角点	2級相当公共基準点
街区多角点	3級相当公共基準点
補助点	4級相当公共基準点

(用地測量の調査区域)

第3条 用地測量の調査区域（以下「調査区域」という。）は、原則として取得等する土地の区域とし、同一使用目的に供されている一団の土地の一部が取得等の区域線にまたがる場合にあっては、当該土地の全部を含めるものとする。

2 前項における一団の土地が著しく広い等の理由により、すべての土地を調査、測量することが困難であるときは、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

3 受注者は、調査区域内において障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

4 前項における監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。

(用地測量の細分)

第4条 用地測量は、次に掲げる測量等に細分する。

- (1) 作業計画
- (2) 資料調査
- (3) 復元測量
- (4) 境界確認
- (5) 境界測量
- (6) 境界点間測量
- (7) 面積計算
- (8) 用地実測図データファイルの作成
- (9) 用地平面図データファイルの作成

(用地測量における協議、報告及び指示)

第5条 受注者が用地測量において監督員の指示を受けるために行う報告及び協議は、用地測量協議(報告)書(様式第1号)を作成しこれを提出することにより行わなければならない。

2 監督員は前項に定める用地測量協議(報告)書が提出されたときは、それに対する指示を、同書類の指示事項欄に記入し受注者に交付することにより行うものとする。

3 用地測量協議(報告)書には、受注者、監督員それぞれ記名することとする。

第2章 作業計画

(要 旨)

第6条 受注者は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを監督員に提出してその承諾を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。

2 用地測量の作業計画は、前項によるほか、測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。

第3章 資料調査

(要 旨)

第7条 資料調査とは、調査区域内の土地について、用地測量に必要な資料等を整理及び作成する作業をいう。

(方 法)

第8条 資料調査は、作業計画に基づき、地方法務局、支局又は出張所(以下「法務局等」という。)に備える地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項)、地図に準ずる図面(同法第14条第4項)、地積測量図等公共団体に備える地図等(以下「公図等」という。)の転写並びに土地及び建物の登記記録の調査及び権利者の確認調査に区分して行うものとする。

(公図等の転写)

第9条 受注者は、次の各号に従い、調査区域内の土地について、管轄法務局等に備える公図等に基づき公図等転写図を作成しなければならない。

なお、転写した図面と登記記録又は現地等に不突合がある場合は、関係市町村等が備えている固定資産課税台帳とその附属地図を調査し、監督員の指示により公図等転写図を作成するものとする。

(1) 転写図には、公図等の着色に従って着色する。

(2) 転写図には、地番、登記名義人、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)、方位、縮尺、法務局名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記載する。

(転写連続図の作成)

第10条 受注者は、次の各号に従い、公図等転写連続図を作成しなければならない。

(1) 公図等転写図を工事平面図の起点を左に、終点を右になるように編集する。

(2) 接合部に合致させるために隣接する公図等の字界の線形を無理に調整する等はせず、公図等に記載されているままに転写し作成する。

(3) 路線測量の成果に基づき土地の取得等の予定線を記入し、作成を行った者の氏名を記載する。

(地積測量図等の転写)

第 1 1 条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局等の土地図面つづり込み帳等に地積測量図がある場合、建物図面つづり込み帳等に建物図面がある場合に、これを転写し、その図面をもとに地積測量図等転写図を作成しなければならない。

2 地積測量図等転写図には、法務局名、転写年月日、転写作業名を記載すること。

3 地積測量図等と現地に不突合がある場合は、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
(土地の登記記録の調査)

第 1 2 条 受注者は、管轄法務局等に備えられた土地の登記記録について登記事項証明書等に基づき、次の各号の調査を行い、土地の登記記録調査表(埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱(昭和45年土木部長制定、以下「要綱」という。)様式第1号-1及び第1号-2)を作成しなければならない。

(1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号

(2) 地目及び地積

(3) 登記名義人の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)

(4) 共有地については、共有者の持分

(5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(6) 仮登記等があるときは、その内容

(7) その他、必要と認める事項

2 受注者は、第46条の成果に登記事項証明書を綴る場合には、監督員と協議のうえ、前項による土地の登記記録調査表の作成を省略することができる。

(建物の登記記録の調査)

第 1 3 条 受注者は、管轄法務局等に備えられた建物の登記記録について登記事項証明書等に基づき、次の各号の調査を行い、建物の登記記録調査表(要綱様式第5号)を作成しなければならない。

(1) 建物の所在地番及び家屋番号、種類・構造及び床面積並びに登記原因及びその日付

(2) 登記名義人の氏名等及び住所等

(3) 共有建物については、共有者の持分

(4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(5) 仮登記等があるときはその内容

(6) その他必要と認める事項

2 受注者は、第46条の成果に登記事項証明書を綴る場合には、監督員と協議のうえ、前項による建物の登記記録調査表の作成を省略することができる。

(土地利用履歴等の調査)

第 1 4 条 受注者は、取得等の対象地に対する廃棄物埋設及び土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するため、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地を別に定める土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領その他通知等により調査を行う。

(権利者の確認調査)

第 1 5 条 受注者は、発注者から貸与された次の資料等を基に調査を行い、権利者調査表(要綱様式第2号-1及び第2号-2)を作成するものとし、権利者に相続が発生しているときは、その経過を明らかにする系統図を作成しなければならない。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - (2) 商業登記簿、法人登記簿
- 2** 権利者が法人以外であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 権利者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 権利者が未成年者又は成年被後見人等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - (3) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
 - (4) その他必要と認める事項
- 3** 権利者が法人であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
 - (3) 法人が破産法（平成16年6月2日法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
 - (4) その他必要と認める事項
- 4** 受注者は、これらの調査を行う場合に、戸籍証明書等の公用請求書等（要綱様式第64号-1、第64号-2、第64号-3）を作成し、委託者に提出する。委託者は申請及び証拠書（戸籍謄本等）の受領を行い、当該書類を受注者に貸与するものとする。
- 5** 受注者は、相続人が不明等の理由により権利者の確認が困難なものがある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。
- この場合において、権利者の確認が未確定のまま調査を終了することとなった場合は、各成果物における権利者名は亡〇〇と記載するものとする。

第4章 復元測量

(要 旨)

- 第16条** 復元測量とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置する作業をいう。
- (方 法)

- 第17条** 収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
- 2** 復元測量は、発注者が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。
 - 3** 受注者は、現地作業の着手前に、関係権利者に立ち入りについての日程等を通知するものとする。
 - 4** 受注者は、境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置するものとする。
 - 5** 受注者は、前項の規定により復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会を行わないものとする。
 - 6** 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。
 - 7** 受注者は、収集した資料に基づき復元した結果が現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査の上、発注者に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

第5章 境界確認

(要 旨)

- 第18条** 境界確認とは、現地において一筆ごとに土地の境界（以下「境界点」という。）を確認する作業をいう。

(方 法)

第 1 9 条 境界確認は、復元測量の結果、公図等転写図、土地の登記記録調査表等に基づき、関係権利者立会いの上、境界点を確認し、所定の標杭を設置することにより行うものとする。

2 受注者は、境界点に既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。

3 復元杭の位置について地権者の同意が得られた場合は、復元杭の取り扱いは発注者の指示によるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 2 0 条 受注者は、調査区域内における次の各号の画地の全ての境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

(1) 公図等転写図、土地の登記記録調査表等に基づき一筆を範囲とする筆界（公法上の境界）。

(2) 所有権の境界が筆界と異なることを主張された場合の所有権界（私法上の境界）。

(3) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地。

(4) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地。

この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則第 6 8 条に定める地目の区分によるものとする。

(5) 一画地にあつて、土地に附属するあぜ、溝、その他これに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地。

2 前項(1)に定める公法上の境界と同項(2)に定める私法上の境界と異なる主張をされた場合については、関係地権者に対し、筆界と所有権界の違いを十分に説明したうえで、法務局等との協議結果により再度立会を行う可能性があることを説明しなければならない。

3 前項の場合については、監督員に報告し、必要に応じて監督員とともに調査区域を所轄する法務局等に対応方法等を協議しなければならない。

(立会を求める権利者)

第 2 1 条 受注者は、次の各号に定める権利者の立会いを求めなければならない。

(1) 調査区域内及び区域に隣接する土地所有者

(2) 調査区域内に所有権以外の権利を有する権利者。ただし、抵当権者等一筆の土地すべてに権利を有することが明らかな場合を除く。

(3) 土地の所有者に測量計画機関以外の官公署がある場合には、その官公署の職員の立会いを求めるものとする。

2 前項の立会いを求める権利者のうち、立会いを求めることが困難な者がある場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。

(立会準備)

第 2 2 条 受注者は、測量区域内の土地等で、第 2 0 条に定める画地の境界を確認するため必要と認められる第 2 1 条に定める権利者について、一覧表を作成するものとする。

2 前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会日時、立会通知等の準備を行わなければならない。

(境界立会い)

第 2 3 条 受注者は、前条により作成した一覧表に基づき権利者を現地に招集し、次の各号の手順によ

って境界立会いを行うものとする。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者の同意を得ること。
- (2) 境界点が表示されていないため、測量区域内の管轄法務局等に備えてある図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合は、これらの作業を行うものとする。

なお、管轄法務局等に備えてある図面等がなく、各権利者が保有する図面等によって作業を行う場合には、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行わなければならない。

- (3) 前号の作業によって表示した境界点で、関連する権利者の同意が得られたときは、プラスチック杭又は金属鋏等容易に移動できない標識を設置するものとする。

なお、軟弱地盤面に設置する標識については、プラスチック杭を原則とする。

- (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りではない。

2 受注者は、立会いの結果、権利者の同意が得られたときは、確認を行った者全員から土地境界立会い確認書（要綱様式第3号）に署名等を受けるものとする。この場合、確認を行った者が第21条に定める関係権利者本人でない場合（権利者が法人である場合には、その法人の代表権を有する者でない場合）は、当該立会いに関し権限を委任された者であることを証する書面（委任状）を提出させ、その者から土地境界立会い確認書に署名等を受けるものとする。

3 受注者は、第1項の境界立会いにおいて、次の各号の一に該当する場合は、その事由等を整理し速やかに監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- (1) 関係権利者の全部又は一部の同意が得られない場合
- (2) 関係権利者の全部又は一部が立会いを拒否した場合
- (3) 必要な境界点を確認するために調査区域以外の境界立会い又は測量を関係権利者から要求された場合
- (4) 一筆の土地に関わる関係権利者全員から、異なる現況地目の境界を示すため、又は所有権以外の権利の境界を示すために新たに杭の打設を要求された場合
- (5) 関係権利者が立会いに来なかった場合

第6章 境界測量

（要 旨）

第24条 境界測量とは、現地において境界点を測定し、その座標値を求める作業をいう。

（方 法）

第25条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

2 前項の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。

- (1) TS等を用いる測量は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	—	—	5mm

- (2) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、2セット行うものとし、使用衛星数、較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考
5衛星以上	FIX解を得てから10epoch以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				

(3) (2)において1セット目の観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、1セット目の観測結果を採用値とし、2セット目の観測結果は点検値とする。

(4) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による点検測量の観測回数は1セットとする。

① ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

② 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。ただし、整合の確認及び方法は次のとおりとする。

ア 整合の確認は、次のとおり行うものとする。

(ア) 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。

(イ) 既知点数は、3点以上を標準とする。

(ウ) 既知点での観測は、(2)及び(3)の規定を準用する。

(エ) 既知点成果値及び観測値を比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。

イ 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。

(ア) 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。

(a) 平面直角座標で行うことを標準とする。

(b) 補正手法は適切な方法を採用する。

(イ) 高さの処理は、標高補正として次により行うものとする。

(a) 標高を用いることを標準とする。

(b) 補正手法は適切な方法を採用する。

ウ 座標補正の点検及び標高補正の点検は、水平距離又は標高差(標高を補正とした場合)について、次のとおり行うものとする。

(ア) 座標補正又は標高補正に使用した既知点以外の既設点で単点観測法による観測を行い、座標補正又は標高補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離又は標高差を求める。

(イ) (ア)の単点観測法による観測を行った既設点の成果値と、イの座標補正又は標高補正を行った測点の補正後の座標値又は標高から距離又は標高差を求める。

(ウ) (ア)と(イ)の較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m以上	点検距離の1/10, 000
500m以内	50mm

(5) 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。ただし、境界点の座標値は、2セット目の観測から求めた平均値とする。

3 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置す

るものとし、観測の区分等は、次表を標準とする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2 対回 (0° , 90°)	1 対回	2 回測定
較差の許容範囲	倍 角 差	6 0 "	6 0 "	5 mm
	観 測 差	4 0 "		

- 4 受注者は、第2項の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。
- 5 受注者は、計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。
- 6 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区 分	方向角	距 離	座標値
単 位	秒	m	m
位	1	0.001	0.001

- 7 ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。
(用地測量の基準点)

第26条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別に監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図・測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じたときは、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の位置、座標値の設定方法について監督員と協議し、その指示を受けなければならない。
(補助基準点の設置)

第27条 受注者は、第20条及び第23条で確定した公共用地、民地の境界点を観測するために必要となる基準点を4級基準点以上の基準点から設置しなければならない。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。ただし、市街地等であってすべての境界点を観測するための補助基準点設置が困難なときは突出支点を設置できるものとする。

- 2 補助基準点には、所定の標杭を設置しなければならない。
(現況測量)

第28条 受注者は、境界測量を行った後に、用地平面図等の作成に必要な主要な建物等の位置を併せて観測しなければならない。
(用地境界仮杭設置)

第29条 用地境界仮杭設置とは、用地幅杭の位置以外の境界線上等に、用地境界杭を設置する必要がある場合に、用地境界仮杭を設置する作業をいう。

- 2 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点から放射法又は用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行い、次の各号により用地境界仮杭を設置するものとする。
 - (1) 原則として関係する権利者の立会いのうえ行うこと。

- (2) 用地境界仮杭は、プラスチック杭又は金属鋌等とする。
- (3) 用地境界仮杭は、原則として赤色のペイントで着色する。

3 用地境界仮杭の観測は、第25条第2項の規定を準用する。

4 受注者は、第1項の用地境界仮杭が建物等で支障となって設置が困難なときには、その事由を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関係する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合には用地境界仮杭との関連図を作成するとともに、関係する権利者には十分理解させること。

(用地境界杭設置)

第30条 用地境界杭設置とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同位置に用地境界杭を置き換える作業をいう。

第7章 境界点間測量

(要 旨)

第31条 境界点間測量とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。

(方 法)

第32条 境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。

- (1) 境界測量
- (2) 用地境界仮杭設置
- (3) 用地境界杭設置

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、第25条と第29条の規定で計算した距離と比較を行うものとする。

3 受注者は、境界点間の距離が測定できない場合は、条件点の座標値（採用値）とその条件点の座標値の決定に用いた既設点以外の既設点から別に求めた条件点の座標値（点検値）との較差を比較する。

4 第2項及び第3項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 距離	平地	山地	備 考
20m未満	10mm	20mm	点間距離が測定できる場合、Sは座標差から求めた距離とする。 点間距離が測定できない場合、Sは既知点又は既設点から用地境界点までの距離のうち短い方とする。
20m以上	S/2, 000	S/1, 000	

5 受注者は、前項による測定も困難な場合には、監督員の承諾を得たうえで、境界測量の工程で4級基準点又は補助基準点からの境界点の観測を2回行い、その計算値の較差を確認することで境界点間測量に代えることができるものとする。

6 受注者は、境界点間測量の結果を精度管理表にとりまとめるものとする。

第8章 面積計算

(要 旨)

第33条 面積計算とは、境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成する作業をいう。

(方 法)

第34条 面積計算は、原則として座標法により行うものとする。

2 面積計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

3 面積計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区 分	面積
単 位	m ²
位	0.00000 1

(面積計算の範囲)

第35条 受注者は、調査区域内の土地について、第20条に定める画地を単位とし、次の各号により面積計算を行わなければならない。

(1) 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価の高い地目の土地から順次面積を求めるものとし、同一の地目の異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。

(2) 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれの面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前号を準用するものとする。

2 前項(2)の判断は、監督員の指示によるものとする。

(数値の取扱)

第36条 第11章の成果物等に記す計算数値の表示単位と桁数については、次のとおりとする。

	単位	桁 数	処理方法	備 考
座 標	m	小数点以下3桁	四捨五入	
長 さ	m	小数点以下3桁	切り捨て	
面 積	m ²	小数点以下6桁	切り捨て	
地 積	m ²	小数点以下2桁	切り捨て	地積とは、面積計算表に記す取得等の面積のこと。

2 前条(1)に該当し、前項の規定に従いそれぞれの面積を求めた表示単位の合計数値と一筆の面積の計算数値が合わない場合には、前項の規定にかかわらず端数処理の影響する桁数まで表示するものとする。

第9章 用地実測図等データファイルの作成

(要 旨)

第37条 用地実測図等データファイルの作成とは、前章までの結果に基づき、用地実測図等のデータを作成する作業をいう。

(用地実測図データファイルの作成)

第38条 用地実測図データファイルは、境界点の座標値等を用いて作成するものとする。

2 用地実測図データは、次の項目を標準とする。

- (1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
- (6) 借地境界
- (7) 用地取得線
- (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、世界測地系、座標系、測量年月日、発注者名称、受注者名称及び土地の測量に従事した者の記名
- (9) 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
- (10) 用地幅杭点及び用地境界点の位置
- (11) 現況地目
- (12) 画地及び残地の面積
- (13) その他監督員に指示された事項

3 用地実測図データの地図情報レベルは、250を標準とする。

4 分類コードは、測量法第34条の規定に基づく作業規程の準則付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。

5 精度管理の結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。

(用地平面図データファイルの作成)

第39条 用地平面図データファイルは、用地実測図データの境界点の座標値等の必要事項を抽出するとともに、現地において建物等の主要地物を測定し作成するものとする。

2 用地平面図データは、次の項目を標準とする。

- (1) 基準点並びに官民、所有権、借地、地上権等の境界点及び境界線
- (2) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者及び借地人等氏名
- (3) 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
- (4) 行政界、市町村の名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称
- (5) 現況地目
- (6) 建物、工作物等
- (7) 道路名、河川・水路名等
- (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系
- (9) 測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称
- (10) その他監督員に指示された事項

3 地図情報レベル(縮尺)は、250(250分の1)を標準とする。土地が市街地以外の地域にあるとき等にあつては、監督員の指示により地図情報レベルを500とすることができる。

4 分類コードは、測量法第34条の規定に基づく作業規程の準則付録7公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。

5 精度管理の結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。

(図紙出力)

第40条 前二項による用地実測図データ及び用地平面図データの作成のほか、次により図紙に出力す

るものとする。なお、出力する図紙の仕様は、厚さ0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。

- (1) 取得等する用地の面積計算を行った用地実測図原図（A丈量図）
- (2) 取得等する用地と残地の面積計算を行った用地実測図原図（C丈量図）
- (3) 用地平面図（B丈量図）
- (4) 図紙の規格は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを表す表示図を記載するものとする。
- (5) 測量に係る土地を取得し又は使用するにあたり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に境界標がない場合においては、当該境界標の表示に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分とそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

第10章 電子納品

（埼玉県電子納品対象業務）

第41条 本業務は、埼玉県電子納品対象業務とする。

成果物の一部または全部を電子データで納品した場合は、「埼玉県測量作業共通仕様書」の定めにかかわらず、同成果物の紙による提出を要しない。ただし、本特記仕様書で図紙の出力を定めたものを除く。

（電子成果物の作成）

第42条 電子成果物は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成する。なお、図面の見やすさに配慮する等、必要に応じて監督員と協議するものとする。

（電子成果物の提出）

第43条 電子成果物は、データを格納した電子記憶媒体を1部提出する。なお、電子成果物によらないものは、従来どおり紙で納品する。

第11章 成果等の整理

（土地調書の作成）

第44条 受注者は、第3章から第7章までに定める業務の成果物により、要綱第19条に定める土地調書（要綱様式第4号）を作成しなければならない。

（用地測量協議（報告）書の提出）

第45条 受注者は、交付を受けた用地測量協議（報告）書を成果物に綴り込み提出しなければならない。

（成果等）

第46条 用地測量の成果等は、次のとおりとする。

成果等の整理	該当する測量の種類						
	資料調査	境界確認	境界測量	境界点間測量	面積計算	用地実測図データファイルの作成	用地平面図データファイルの作成
公図等転写図	○						
公図等転写連続図	○						

地積測量図等転写図	○						
土地の登記記録調査表 (要綱様式第1号-1)	○						
土地の登記記録調査表 (要綱様式第1号-2) (電子記憶媒体)	○						
建物の登記記録調査表 (要綱様式第5号)	○						
土壤汚染に関する土地 利用履歴等調査要領 調査報告書等 (第一段階調査様式第1) (第二段階調査様式第2)	○						
権利者調査表(土地) (要綱様式第2号-1)	○						
権利者調査表(建物) (要綱様式第2号-2)	○						
土地境界立会確認書 (要綱様式第3号)		○					
観測手簿			○	○			
測量計算簿等			○				
用地実測図データファ イル(図紙出力を含む)						○	
用地平面図データファ イル(図紙出力を含む)							○
面積計算書					○		
精度管理表				○		○	○
品質評価表						○	○
土地調書 (要綱様式第4号)	○						
メタデータ						○	○
用地測量協議(報告)書	用地測量全般の中で、作成し交付を受けた場合に成果物とともに綴り込む						